

令和8年5月11日第2回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
地域共創部次長 豊 田 庄 吾	市 民 部 長 松 本 英 嗣
併教育部次長	子育て支援部長 中 村 徳 子
福祉保健部長 菅 原 啓 子	産業振興部長 児 玉 隆
市民病院部 坂 田 千 晶	併農業委員会事務局次長
事 務 部 長	危機管理監 白 附 直 樹
建 設 部 長 濱 口 勉	教 育 長 迫 田 隆 範
情報政策監 東 山 裕 徳	教育部次長 藤 本 裕佳里
教 育 部 長 宮 脇 有 子	
監査事務局次長 坂 田 保 彦	
併選挙管理委員会事務局次長	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査主任 泉 まりあ

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（1日間）
第 2		副議長の選挙（当選・藤岡一弘）
日程追加		議長辞職の件
日程追加		議長の選挙（当選・保実 治）
第 3		常任委員の選任（決定）
第 4		議会運営委員の選任（決定）
第 5	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）（承認）
	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）（承認）
	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（承認）
第 6	報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 7	議案第69号	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて（同意）
日程追加		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙（当選）
日程追加		広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙（当選）

令和 8 年第 2 回三次市議会臨時会議事日程（第 1 号）

（令和 8 年 5 月 11 日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（ 日間） 5
第 2		副議長の選挙..... 6
日程追加		議長辞職の件..... 8
日程追加		議長の選挙..... 9
第 3		常任委員の選任..... 11
第 4		議会運営委員の選任..... 12
第 5	報 4	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例） 13
	報 5	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例） 13
	報 6	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 13
第 6	報 7	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） … 14
第 7	議 69	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて..... 15
日程追加		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙..... 16
日程追加		広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙..... 17

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和8年第2回三次市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、重信議員及び新田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

この際、御報告いたします。去る5月8日、横光副議長から辞職願が提出され、地方自治法第108条の規定により、同日、辞職を許可いたしました。

ここで、2年間多大なるお力添えを賜りました前副議長の横光議員より退任の御挨拶を頂きます。横光議員、よろしくお願いいたします。

（前副議長 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

〔21番 横光春市君 登壇〕

○前副議長（横光春市君） 皆さん、おはようございます。副議長の辞任に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

2年間、山村議長の下で副議長を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。山村議長は改革推進ということが非常に似合っている議長でございまして、多くの改革をされてまいりました。その下で、議長の指導力を発揮されたこと、そのやり方、そして、物の見方、考え方をつぶさに感じさせていただいたところでございますし、また、多くの経験をさせていただきました。本当に勉強になったところでございます。経験を積ませていただいたところでございます。それもこれも皆、議員の皆様方の御協力のたまものでございます。本当にありがとうございました。これからは、この経験を今後の議員活動に生かしてまいりたいと存じます。

辞職に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） ありがとうございました。

それでは、これより全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 3分——

——再開 午前10時11分——

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 副議長の選挙

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山村恵美子君） 議会事務局職員は所定の位置に移動してください。

〔職員所定の位置に移動〕

○議長（山村恵美子君） ただいまの出席議員数は22人であります。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山村恵美子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前に進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（後藤 賢君） それでは、議席順にお呼びしますので、順次投票をお願いいたします。

伊藤議員、鈴木議員、竹田議員、増田議員、片岡議員、細美議員、國重議員、山田議員、重信議員、新田議員、徳岡議員、掛田議員、藤岡議員、中原議員、月橋議員、藤井議員、穴戸議員、保実議員、弓掛議員、横光議員、最後に山村議長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（山村恵美子君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

記載台を撤去してください。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に掛田議員及び竹田議員を指名いたします。

両議員は前に進み、開票の立会いを行ってください。

〔開票立会人移動〕

○議長（山村恵美子君） それでは、開票を行ってください。

〔開 票〕

○議長（山村恵美子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 7票

有効投票中

藤岡議員 15票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により4票であります。

よって、藤岡議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場閉鎖〕

○議長（山村恵美子君） それでは、ただいま副議長に当選されました藤岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の挨拶をお願いいたします。

藤岡副議長、演台で御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 藤岡一弘君 登壇〕

○副議長（藤岡一弘君） 改めまして、藤岡一弘でございます。副議長就任の挨拶をさせていただきます。

先ほどは、私、副議長選挙立候補に当たっての所信表明のお時間を頂きまして、ありがとうございました。そして、御承認を頂きましたこと、心からお礼を申し上げます。先ほどの所信表明で述べさせていただいたとおり、副議長として議長をしっかりとお支えし、執行部の方々と、そして議会全体の方々と円滑な議会運営に努めるよう、しっかりと公正に努めてまいります。どうか議員の皆様のこれからの御支援と御協力を改めてお願いし、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（山村恵美子君） この際、議事の都合により、副議長と交代いたしますので、よろしくをお願いいたします。

〔議長交代〕

○副議長（藤岡一弘君） 山村議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 議長辞職の件

○副議長（藤岡一弘君） それでは、議長辞職の件を議題といたします。

山村議長の退場を願います。

〔議長 山村恵美子君 退席〕

○副議長（藤岡一弘君） それでは、辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（後藤 賢君） 辞職願。令和8年5月11日。三次市議会副議長様。

このたび、会派代表者会議における2年間の申合せにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

三次市議会議長、山村恵美子。

以上でございます。

○副議長（藤岡一弘君） お諮りいたします。

山村議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、山村議員の議長の辞職を許可することに決しました。

山村議員、入場をお願いいたします。

〔前議長 山村恵美子君 着席〕

ここで、長きにわたり、本会の運営に多大なる御尽力を頂きました前議長の山村議員より退任の御挨拶を頂きます。山村議員、よろしく願いいたします。

〔前議長 山村恵美子君 登壇〕

○前議長（山村恵美子君） 皆様、本当に長かったのか短かったのか、ちょっと心の整理はついておりませんが、4年間、皆様にお支えいただきまして、本当にありがとうございました。そして、福岡市長を始め、執行部の皆様、いいときも悪いときも、本当に皆様と議論を重ねながら、すばらしい三次市になるよう頑張ってきたことは、確実に私の心の中で大きくなりまして、これからも一議員に戻りますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私が議長に就任して、4年間あっという間に過ぎましたけれども、しかし、皆様におかれましては、議会の中で、まずは議会改革を進めたいということで、議会運営委員会を始め、各常任委員会の皆様方には多くの諮問を投げかけたところでございます。そして、この4年間で見事にお答えを頂いて、本当にこの三次市議会が一步も二歩も前へ進める、本当にそういう4年間であったと思います。その証拠といいますか、早稲田大学のデモクラシー創造研究所のランクづけでございますね、議会改革のランクづけ。実は2024年は300位以下でございました。これは、2024年度というのは、私が数多くの諮問を皆様をお願いして、1年間で結果を出すのではなく、2年間で結果を出していただきたいという思いで、皆様に諮問の内容をしっかりと精査していただき、そして最終的な結論まで持っていつていただいたこと、こちらのほうが300

位以下が全国で71位ということが2025年の成果として現れました。特に、主権者の参画というところでは全国で33位という順位を頂きまして、これはもちろん議会運営、そして、特に広報広聴常任委員会で様々な活動を展開していただき、その素地をしっかりとつくっていただいた成果であると思っております。このランキングが全てではございませんけれども、やはり議会改革のPDCAを回していく上で大きな大きな参考の資料、そして確実なデータになると思っております。

私が議員になりましたから、この早稲田大学の研究所、全部研修にも参加いたしましたし、このランキングというものを非常に重視してまいりました。いろんな議員のお考えがあつて、このランキングが全てではない、まさしくそうでありますけれども、やはり客観的なデータというものは私たち議会がしっかりと受け取っていかなくてはならない。今後も、また一議員として、こういう視点をしっかりと持ちながら、皆様と一緒に議会運営の一員としてまた働いてまいりたいと思います。

とにもかくにも、本当にこの4年間、長いスパンでの4年間でございました。そして、大きな大きな課題もたくさんございましたけれども、皆様と一緒に成長させていただいて、本当に私にとってすばらしい学びの場を与えていただき、議員として成長させていただいたと思います。今後とも、また皆様と力を合わせて、議会運営、一生懸命頑張つてまいりたいと思いますし、そして、何より市民の皆様にとって開かれた議会でありますように心から念じておりますし、そういう活動をこれからも進めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○副議長（藤岡一弘君） ただいま議長が欠員となりました。

これより全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時34分——

——再開 午前10時46分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（藤岡一弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程追加 議長の選挙

○副議長（藤岡一弘君） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤岡一弘君） 議会事務局職員は所定の位置に移動してください。

〔職員所定の位置に移動〕

○副議長（藤岡一弘君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（藤岡一弘君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前に進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

それでは、点呼を命じます。

○議会事務局次長（後藤 賢君） 議席順にお呼びしますので、順次投票をお願いします。

伊藤議員、鈴木議員、竹田議員、増田議員、片岡議員、細美議員、國重議員、山田議員、重信議員、新田議員、徳岡議員、掛田議員、中原議員、月橋議員、藤井議員、宍戸議員、保実議員、弓掛議員、横光議員、小田議員、最後に藤岡副議長。

〔職員点呼、投票〕

○副議長（藤岡一弘君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤岡一弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

記載台を撤去してください。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に細美議員及び重信議員を指名いたします。

両議員は前に進み、開票の立会いを行ってください。

〔開票立会人移動〕

○副議長（藤岡一弘君） それでは、開票を行ってください。

〔開 票〕

○副議長（藤岡一弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

保実議員 14票

横光議員 8票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。
よって、保実議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
立会人は自席にお戻りください。

〔議場開鎖〕

○副議長（藤岡一弘君） ただいま議長に当選されました保実議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。
議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 保実 治君 登壇〕

○議長（保実 治君） ただいま第9代三次市議会議長に御推挙いただきました。本当にありがとうございます。非常に気持ちも引き締まる思いで、今後とも議会運営を公正な開かれた議会というものをめざして頑張っていきたいと思いますので、皆さんの御協力、どうかよろしくお願いを申し上げます。
以上です。

○副議長（藤岡一弘君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。御協力、誠にありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（保実 治君） ただいまから正副議長による常任委員の選任及び委員会構成の調整を行いますので、この際、暫時休憩といたします。
なお、再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~  
——休憩 午前11時 2分——  
——再開 午後 1時 0分——  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 常任委員の選任

○議長（保実 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、常任委員の選任を行います。
お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に鈴木議員、横光議員、弓掛議員、掛田議員、徳岡議員、山田議員、竹田議員の7名を、教育民生常任委員に小田議員、山村議員、藤井議員、新田議員、増田議員、中原議員、細美議員の7名を、産業建設常任委員に宍戸議員、伊藤議員、重信議員、藤岡議員、月橋議員、國重議員、片岡議員の7名を、広報広聴常任委員に山村議員、重信議員、徳岡議員、月橋議員、細美議員、竹田議員、片岡議員の7名をそれぞれ指名したいと思います。予算決算常任委員には、議長を除く全議員の21名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議会運営委員の選任

○議長（保実 治君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、山村議員、横光議員、藤井議員、新田議員、掛田議員、中原議員、山田議員、國重議員の8名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選については、次の休憩中に委員会を開会され互選されますよう、年長委員の方はよろしくをお願いをしたいと思います。

各委員会の正副委員長互選などのため、この際、暫時休憩をいたします。

なお、予算決算常任委員会はこの議場で行います。予算決算常任委員会終了後、各常任委員会及び議会運営委員会の順でお願いをしたいと思います。

再開については後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時 4分——

——再開 午後 2時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（保実 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果について報告を受けましたので、この際、御報告いたします。

総務常任委員会委員長に山田議員、副委員長に鈴木議員、教育民生常任委員会委員長に中原議員、副委員長に藤井議員、産業建設常任委員会委員長に宍戸議員、副委員長に月橋議員、広報広聴常任委員会に徳岡議員、副委員長に竹田議員、予算決算常任委員長に掛田議員、副委員長に重信議員、議会運営委員会委員長に山村議員、副委員長に横光議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

ここで、福岡市長から挨拶をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（保実 治君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 今回の臨時議会におきまして、先ほど新たな議会構成が決まりました。新たに議長に就任をされました保実議長、そして副議長に就任をされました藤岡副議長、このたびは誠におめでとうございます。そして、これまでこの三次市議会をしっかりと牽引されました山村元議長、そして横光元副議長両名におかれましても、これまで議会運営や議会改革などに御尽力をされて、この場をお借りして敬意と感謝を申し上げる次第です。開かれた議会や、あるいは議会改革など、様々な課題があるというふうなことを先ほど述べられておりましたけれども、引き続き活躍なさることを心から期待しておるところであります。引き続き市政の発展と市民福祉の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、このたびの本臨時会におきましては、報告4件、そして議案1件を提出させていただいております。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（保実 治君） 日程第5、報告第4号から報告第6号専決処分の承認を求めることについてまでの報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（保実 治君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第4号から報告第6号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、軽自動車税環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とする整備などを行おうとするものであります。

次に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第

179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などに係る都市計画税の特例措置の拡充等を行おうとするものであります。

最後に、報告第6号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税限度額を66万円から67万円に拡大すること、子ども・子育て支援納付金課税額の設定をすることなどを行おうとするものであります。

以上、報告3件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（保実 治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告3件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、報告3件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 討論なしと認めます。

これより報告3件を採決いたします。

お諮りいたします。

報告3件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号から報告第6号までの専決処分の承認を求めることについての報告3件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（保実 治君） 日程第6、報告第7号専決処分の報告についての報告1件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(保実 治君) 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました報告第7号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和8年3月17日に、三次市吉舎町三玉600番地2、J Aひろしま吉舎支店の駐車場で発生した公用車による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げるものであります。

○議長(保実 治君) 質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(保実 治君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第69号 三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

○議長(保実 治君) 日程第7、議案第69号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(保実 治君) 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第69号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第69号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和8年4月1日をもって異動いたしました三次市固定資産評価員、藤田美紀前三次市市民部課税課長の後任として奥野通現課税課長を同評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(保実 治君) 質疑願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(保実 治君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により

委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号については委員会の付託を省略することに決定しました。
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第69号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを採決いたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は同意することに決しました。
この際、御報告いたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員であります新田議員から本日付で辞職願が提出されておりますので、後任議員選出のため、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（保実 治君） これにより、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、中原議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中原議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、中原議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定されました。

この際、御報告いたします。

広島県水道広域連合企業団議会議員であります鈴木議員から本日付で辞職願が提出されておりますので、後任議員選出のため、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程追加 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

○議長（保実 治君） これより広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県水道広域連合企業団議会議員については、宍戸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました宍戸議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（保実 治君） 御異議なしと認めます。

よって、宍戸議員が広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人に決定されました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年第2回三次市議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時47分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年5月11日

三次市議会前議長 山 村 恵美子

三次市議会議長 保 実 治

三次市議会副議長 藤 岡 一 弘

会議録署名議員 重 信 好 範

会議録署名議員 新 田 真 一